

鳥取労働局発表
令和3年11月16日(火)

担当	鳥取労働局雇用環境・均等室 室長 齋木 和紀 室長補佐 田中 裕一 電話 0857-29-1709
----	--



“えるぼし”認定企業に アイコンヤマト株式会社 を認定

鳥取労働局(局長 石田 聡)は、女性活躍推進法に基づき女性労働者に対する活躍の推進に関する取組が優良な企業として、アイコンヤマト株式会社(鳥取市)を新たに認定しました。

この度の認定により鳥取県内の認定企業は6社となりますが、学術研究、専門・技術サービス業の分野で3段階目(5つの基準をすべてクリア)の認定は鳥取県内初となります。

当局では、以下により、「えるぼし」認定通知書交付式を行います。

1. 認定企業

《えるぼし(3段階目)認定企業》
アイコンヤマト株式会社
鳥取県鳥取市国府町分上3丁目313
代表取締役 信岡 宜暁

2. 認定書交付式

日時 令和3年11月22日(月) 10時30分～
場所 鳥取労働局 4階 大会議室
(鳥取市富安2丁目89-9)

☆ 当日の、取材方よろしくお願いたします。なお、取材いただける場合はあらかじめ、鳥取労働局雇用環境・均等室までご連絡いただきますようよろしくお願いたします。

- 資料
- 1 「えるぼし」認定企業の認定基準に関する実績
 - 2 鳥取県内のえるぼし認定企業一覧
 - 3 「えるぼし」認定制度について

認定基準に関する実績

アイコンヤマト株式会社

労働者数 : 31人(男性21人、女性10人)(令和3年11月12日現在)
 業 種 : 学術研究, 専門・技術サービス業
 認 定 日 : 令和3年10月4日
 認定の段階 : 3段階目(5つの基準をすべてクリア)



評価項目・認定基準	実 績
1 採用 直近の事業年度において、次の①②の両方に該当すること ① 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること ② 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること	<クリア> ① 正社員に占める女性労働者の割合 $24.0\% \geq \text{産業平均値}22.9\%$ 通常の労働者に雇用管理区分が無く、 ② ①と同様 $24.0\% \geq \text{産業平均値}22.9\%$
2 継続就業 「a女性労働者の平均勤続年数÷b男性労働者の平均勤続年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ0.7以上であること	<クリア> $a(6.29) \div b(7.71) = 0.82$ $0.82 \geq 0.7$
3 労働時間等の働き方 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること	<クリア> 45時間以上の月 = 0月
4 管理職比率 管理職に占める女性の割合が産業平均値以上であること	<クリア> 管理職に占める女性の割合 $20.0\% \geq \text{産業平均値}7.6\%$
5 多様なキャリアコース 直近3事業年度のうち、A～Dについて、1項目以上の実績を有すること A 通常の労働者への転換、派遣労働者の雇い入れ B キャリアアップに資するような雇用管理区分の転換 C 女性の通常の労働者としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の通常の労働者としての中途採用	<クリア> A 1人 B 0人 C 0人 D 2人

事業者のコメント

- * 社内DXによる業務の効率化や、就業規則の見直しにより働きやすい環境を構築し、ワークライフバランス実現に向けた取り組みをおこなっています。
- * 仕事を通じた自己成長及び就業意欲の向上を目的として、ひとり一人の能力に応じた評価制度を導入しています。

鳥取県内のプラチナえるぼし認定企業一覧

(令和3年10月31日時点)

認定年	号数	企業名	所在地	業種	えるぼし認定年
令和3年	第1号	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市	医療, 福祉	平成30年

鳥取県内のえるぼし認定企業一覧

(令和3年10月31日時点)

認定年	号数	企業名	所在地	業種	認定段階
平成30年	第1号	社会福祉法人 あすなろ会	鳥取市	医療, 福祉	★★★
	第2号	株式会社 鳥取銀行	鳥取市	金融業	★★
令和2年	第4号	ヤマタホールディングス 株式会社	鳥取市	学術研究, 専門・ 技術サービス業	★★
	第5号	社会福祉法人 日南福祉会	日南町	医療, 福祉	★★★
令和3年	第6号	社会福祉法人 鳥取福祉会	鳥取市	医療, 福祉	★★★
	第7号	アイコンヤマト 株式会社 New	鳥取市	学術研究, 専門・ 技術サービス業	★★★

▶ 一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する状況が優良である事業主は、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

● **えるぼし認定**：一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である**等の一定の要件を満たした場合に認定します。

● **プラチナえるぼし認定**：えるぼし認定を受けた事業主のうち、**一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である**等の一定の要件を満たした場合に認定します。

▶▶ 認定の取得のメリット

- ・認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める**認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品や広告などに付す**ことができ、女性活躍推進企業であることをPRすることができます。認定を受けた事業主であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージの向上等につながることを期待できます。
- ・認定を受けた事業主は、**公共調達の加点を受けられます**。
- ・また、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除されます。

▶▶ 認定の段階

<p>プラチナえるぼし</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ・男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※) ・プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること(※) ・女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※) <p>(※) 実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要</p>
<p>えるぼし (3段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>えるぼし (2段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>えるぼし (1段階目)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

お問い合わせ先

 都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

